

建設業者の組織再編における建設業許可対応について

はじめに

今月は、建設業者の組織再編、特に合併時の建設業許可手続きの基本をまとめました。

私は、これまで合併が絡んだ建設業許可手続きを数度経験してきましたが、非常に情報が少なく、また注意したいところも多々ありました。皆様の参考になれば幸いです。

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

これは国土交通省が各地方整備局や各都道府県に対して、建設業者の合併や合併経審に関する事務取扱いについて連絡した文書です（WEBで検索すると出てきますので、詳細は確認していただければと思います）。合併手続きに関する重要な文書ですので、ポイントを列記してみます。

- ・ 合併により消滅することとなる会社＝消滅会社については、合併期日以後、廃業届を出す。
- ・ 消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、合併により当然承継されるものではない。
- ・ 存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種については、新たに許可を受けることが必要。

建設業者の合併について問い合わせ・相談があった場合のポイント

合併の全体像や現在の許可内容・今後の営業体制などについて、しっかりとヒアリングすることが大切です。ヒアリングの重要性は合併手続きに限った話ではありませんが、合併は体制が大きく変わることが多く、通常以上にしっかりとヒアリングし、正確な情報の把握・整理につとめたいところです。ヒアリングした内容によっては手続きが必要ない場合や簡単な変更届の提出で完結する場合がありますし、一方で、とても大きな手続きが必要な場合もあります。

（ヒアリングのポイント）

◆合併の形式・内容

- 「吸収合併なのか新設合併なのか」、「何社の合併なのか」「吸収合併であれば存続会社がどこか」「合併期日はいつか」「合併の目的は何か」これらは最低限確認しておきたいところです。

◆合併するすべての会社の建設業許可の情報

- 「建設業許可を持っている会社はどこか」「経営事項審査を受けているかどうか」「各会社の許可内容→許可行政庁、許可業種、一般・特定の種別、経營業務管理責任者は誰か、専任技術者は誰か、専任技術者の資格要件は実務経験なのか・資格者なのか」など。さらに「許可はないが、500万円未満の軽微な建設工事をしている会社はないか」も一応確認しておきたいところです。

◆合併後の会社概要・建設業の営業体制

- 合併後の社名、資本金額、合併後の本社・支社所在地、合併後の取締役、各取締役の常勤・非常勤、各取締役が常勤する場所、建設業営業所はどこか、営業しようとする業種と一般・特定の種別、経營業務管理責任者の候補者、営業所の専任技術者、専任技術者の資格要件は実務経験なのか資格者なのか、また特定許可を取得する場合には各社の財務資料にも注意したいところです。

最後に、合併の事例を3つあげて、それに関する手続き・注意点をあげてみたいと思います。

事例1

ともに都内で内装業を営む建設業者A社（存続会社）とB社（消滅会社）が合併します。

両社はどちらも内装業の都知事許可（一般）を取っています。

合併後は、現在のB社の営業所はA社の従たる営業所としてそのまま建設業の営業所にしたいと考えています。

なお、A社の取締役に変更はなく、A社・B社の専任技術者は合併後も各営業所に常勤します。

事例1の対応

合併後は、B社の営業所がA社の従たる営業所になりますので、A社は営業所の追加の変更届を提出します。

また、専任技術者の追加の届出も提出します。

B社は、合併により消滅するため、東京都に「廃業届」を提出しなくてはなりません。

次項へつづく

建設業者の組織再編における建設業許可対応について

事例2

東京都で内装業を営む建設業者A社（存続会社）と愛知県で内装業を営むB社（消滅会社）が合併します。

A社は東京都知事許可、B社は愛知県知事許可を保有し（ともに業種は内装業）、合併後は、B社の営業所はA社の従たる営業所としてそのまま建設業の営業所になります。

A社の取締役に変更はなく、A社の営業所専任技術者・B社の営業所専任技術者ともに、合併後も各営業所に常勤します。

事例2の対応

2以上の都道府県に営業所がある場合は、大臣許可が必要です。

今回も、合併によって東京都と愛知県に営業所が置かれるため大臣許可の取得が必要です。

なお、存続会社A社が大臣許可を取得するには「許可換え新規申請」が必要ですが、その申請ができるのはA社の営業所が2以上の都道府県に置かれた状態になってからです。

そのため、合併期日以降でないA社の営業所が2以上の都道府県に置けないという場合には、A社の許可換え新規申請は合併期日以降となることに注意が必要です。

合併期日以降に許可換え新規申請をする場合、愛知県の営業所では許可換え新規申請の許可が下りるまでは、建設業の営業行為ができないという営業の空白の問題が生じてしまいます。

なお、B社は消滅するため、愛知県に「廃業届」を提出します。

事例3

東京都知事許可（内装、特定）を持つ建設業者A社（存続会社）と愛知県知事許可（内装、一般）を持つ建設業者B社（消滅会社）が合併します。

合併後は、現在のB社の営業所はA社の従たる営業所としてそのまま建設業の営業所になります。

なお、A社の取締役に変更はなく、A社・B社の専任技術者はともに、合併後も各営業所に常勤します。

事例3の対応

事例2同様、A社は許可換え新規申請で、大臣許可を取得しなければなりません。

事例2と異なるのが、A社は特定許可で、B社が一般許可である点です。

1つの業種に関して、同一法人内で、特定と一般の営業所が並存することはできませんので、どちらかを選択する必要があります。

特定許可でいくという場合は、愛知県の営業所の技術者が特定許可の専任技術者になれるかを確認する必要があります。

もし、特定許可の専任技術者にはなれないという場合は、愛知県の営業所を廃止し、東京都の営業所のみで営業することも考えなくてはなりません。

また、逆に特定許可をあきらめ、一般許可の営業所が東京都と愛知県に置かれる体制を整えるという選択もあります。

※補足

合併手続きでは「届出」と「申請」の違いを理解することが大切だと思います。

「届出」は後追いで提出するもの、「申請」はこうしたいので認めてほしいというものです。

「届出」事項は、先にその状態を作ってしまったてよく、一方で「申請」事項は、申請に対する許可が下りるまではやってはいけないわけです。

ですので、営業所を新設するという同じことであっても、それが都道府県知事許可を持っていてその都道府県内に営業所を増やす場合と、都道府県知事許可を持っていてその都道府県以外のところに営業所を増やす場合では違うわけです。

よく、変更届ですむ営業所の追加なのに、許可が下りるまでは営業をしてはいけないと思込んでいる、あるいは変更届を提出するまでは営業を始めてはいけないと思っていたりするお客様がいます。

変更届ですむ営業所の追加に関しては、専任技術者の要件を満たす方が営業所に常勤し、代表者の方から令3条使用者へ委任がなされ、そして営業所に許可票を掲示すれば、営業を開始してOKなのです。

合併手続きにおいて、この点が重要な助言となったことが数回ありました。

※ 今回の原稿は、以前、経営状況分析センター主催のセミナーでお話しした内容をもとに作成致しました。

セミナーでは、より多くの事例をあげて、許可手続きについて検証しております。

今回の内容に興味を持たれた方は、次回セミナーへの参加をぜひともお待ちしております。

行政書士うすき事務所

行政書士臼杵 大輔

横浜市中区相生町3丁目60番泰生ビル3階

Mail:daisuke.usuki@gmail.com